

中間監査（基準）について

	年度監査	中間監査
根拠	証券取引法の規定により提出する財務諸表等には公認会計士又は監査法人の監査証明を受けなければならない（証券取引法第193条の2、財務諸表等の監査証明に関する内閣府令第1条）。	
対象となる書類	<p>○財務諸表 （貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書、利益処分計算書（損失処理計算書）、附属明細表）</p> <p>○連結財務諸表 （連結貸借対照表、連結損益計算書、連結剰余金計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結附属明細表）</p>	<p>○中間財務諸表 （中間貸借対照表、中間損益計算書、中間キャッシュ・フロー計算書）</p> <p>○中間連結財務諸表 （中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結剰余金計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書）</p>
監査の基準	監査基準（平成14年1月25日改訂）	中間監査基準（平成14年12月6日改訂）
監査の目的	<p>○財務諸表が一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、企業の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているかどうかについて意見を表明すること</p> <p>○監査人の意見は、財務諸表には、全体として重要な虚偽の表示がないことについての判断を含む。</p>	<p>○中間財務諸表が一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、企業の中間会計期間に係る財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているかどうかについて意見を表明すること</p> <p>○監査人の意見は、中間財務諸表には、全体として投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないことについての判断を含む。</p>
基準の構成	<ol style="list-style-type: none"> 1. 監査の目的 2. 一般基準 3. 実施基準 4. 報告基準 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 監査の目的 2. 実施基準 3. 報告基準

<p>監査手続</p>	<p>○自己の監査意見を形成するに足る合理的な基礎を得るために、監査要点に適合した十分かつ適切な監査証拠を入手しなければならない。</p> <p>○監査リスクと監査上の重要性を勘案して監査計画を策定し、監査手続を実施しなければならない。</p> <p>○十分かつ適切な監査証拠を入手するに当たっては、原則として、試査に基づき、統制評価手続及び実証手続を実施しなければならない。</p> <p>○継続企業的前提に基づき経営者が財務諸表を作成することが適切かどうか検討しなければならない。</p> <p>○経営者確認書を入手しなければならない。</p>	<p>○自己の監査意見を形成するに足る合理的な基礎を得るために、監査要点に適合した十分かつ適切な監査証拠を入手しなければならない。</p> <p>○中間監査リスクと監査上の重要性を勘案して監査計画を策定し、監査手続を実施する。その際、投資者の判断を損なわない程度の信頼性についての合理的な保証を得ることができる範囲で、中間監査リスクを監査リスクより高く設定することができる。</p> <p>○通常、年度監査と同一の公認会計士が監査人となり、年度監査の一環として実施することから、リスクの程度に応じて、年度監査の監査手続の一部を省略できる。</p> <p>○ただし、その場合であっても分析的手続等を中心とする監査手続は実施しなければならない。リスクの程度により、分析的手続等を中心とする監査手続に加えて必要な実証手続を適用しなければならない。</p> <p>○継続企業的前提に基づき経営者が財務諸表を作成することが適切かどうか検討しなければならない（少なくとも、中間会計期間の属する事業年度末までの期間における経営計画等の提示を求め検討する。）。</p> <p>○経営者確認書を入手しなければならない。</p>
<p>監査報告書の様式及び記載事項</p>	<p>監査意見は、「適正性意見」</p> <p>(例) 「・・・一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、財政状態並びに経営成績及びキャッシュ・フローの状況のすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。・・・」</p>	<p>監査意見は、「有用性意見」</p> <p>(例) 「・・・一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、財政状態並びに経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。・・・」</p>